

## 和歌山県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る判断基準

制定 平成 30 年 2 月 28 日

### (趣旨)

第 1 この判断基準は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に係る審査に関し必要な事項を定めるものとする。

### (支援業務の実施に関する計画の基準)

第 2 法第 40 条第 1 号に規定する「職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なもの」とは、次の各号の全てに適合しているものとする。

- (1) 支援業務を適確に実施するために必要な組織体制、人員体制が整備されていること。
- (2) 法第 42 条第 1 項に規定される業務（以下「債務保証業務」という。）を自ら実施する場合は、家賃債務保証業者登録規定（平成 29 年国土交通省告示第 898 号）による登録を受けること。
- (3) 債務保証業務を自ら実施しない場合は、家賃債務保証業者登録規定により登録を受けた家賃債務保証業者（以下「登録業者」という。）に委託するなど、登録業者との連携が図られていること。
- (4) 支援業務の対象となる住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の範囲が不当に差別的なものでないこと。
- (5) 支援業務の実施に関して、和歌山県居住支援協議会との連携が図られていること。
- (6) 要配慮者からの相談に迅速かつ的確に対応できるよう、相談に係る体制が明確に定められていること。
- (7) 支援業務を行う事務所が県内にあること。ただし、支援業務の対象となる要配慮者の利便性及び支援業務の適確な実施の確保から見て適当な場所にある場合はこの限りではない。

### (経理的及び技術的な基礎の基準)

第 3 法第 40 条第 2 号に規定する「前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するもの」とは、次の各号の全てに適合しているものとする。

- (1) 支援業務の実施に必要な自主財源を有していること。
- (2) 法人として債務超過の状態にないこと。
- (3) 実施する支援業務を過去 5 年間に於いて行った実績を有している若しくは有した役員がいること。

### (役員又は職員の構成に関する基準)

第4 法第40条第3号に規定する「役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないもの」とは、役員等が次の各号のいずれにも該当しない者であるものとする。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- (3) 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- (5) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年3月16日条例第23号）第15条に規定する行為を行った又は行っている者
- (6) 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (7) 精神の機能の障害により居住支援法人の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（支援業務の公正な実施に関する基準）

第5 法第40条第4号に規定する「支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないもの」とは、次の各号の全てに適合しているものとする。

- (1) 原則として、支援業務以外の業務を行う組織との分離がなされていること。
- (2) 支援業務以外の業務で営利目的につながる事業が組織内にある場合は、支援業務とそれ以外の業務とをそれぞれ独立した部署で行うとともに、担当役員を置くこと。
- (3) 債務保証業務を行う場合は、債務保証業務及びその関連業務とそれ以外の業務とで区分経理がなされていること。

（その他の基準）

第6 法第40条第5号に規定する「前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ的確に行うことができるもの」とは、次の各号の全てに適合しているものとする。

- (1) 法人の定款等において、法第42条各号の全ての業務を行う備えがあることが記載されていること。

(2) 業務運営上知り得た個人情報の取扱いについて、内部規則等で具体的な取扱いが定められている等、個人情報管理のための適切な措置がなされていること。

附 則

この基準は平成 30 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この基準は令和元年 12 月 14 日から施行する。